

平成 30・31 年度学校給食用物資の購入方法

公益財団法人 岡崎市学校給食協会

1 業者への通知

平成 30・31 年度学校給食用物資納入業者登録について、平成 28・29 年度登録業者に対して、別紙 2 のとおり通知する。

協会ホームページにおいても別紙 3 のとおり通知する。

登録を希望する業者に対して下記書類を配布する。

- 1 学校給食用物資納入業者登録申請書（様式 1）
- 2 営業実績報告書（様式 2）
- 3 従業員及び施設設備報告書（様式 3）
- 4 口座振替登録書（様式 4）
- 5 その他添付資料

2 登録申請書等の受付

- 1 提出書類一覧（別紙 4）に定める書類を提出させる。
- 2 受付け期間

平成 30 年 1 月 4 日（木）から同年 1 月 17 日（水）まで

3 登録

登録申請書を受け付けた業者のうち、審査により学校給食用物資納入業者登録を行う。なお、登録方法は次のとおりとする。

1 登録基準

登録業者は、学校給食用物資納入業者選定基準（別紙 5）に該当する者であること。

2 登録期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

3 登録業者の種類

- ア 市内の組合・法人および製造または販売業者
- イ 市外の学校給食専門業者および製造または販売業者
- ウ その他

4 物資の購入

- 1 給食用物資の購入は、登録された業者から年間、学期、月又は半月ごとに見積書を徴し、随意契約により行う。
- 2 物資の見積は、使用年、学期又は月の事前に登録業者に対し使用物資・使用予定数量・規格、使用方法、使用日等を示し、見積書を提出させて行う。
- 3 2で提出された見積書により、価格・品質等の適当と思われる物資を選定する。
なお、必要と認める物資については、見本品・参考資料等の提出を求めることができる。
- 4 3で選定された物資について、その見積業者と単価契約書を交わし、発注書を交付する。
- 5 その他緊急を要する物資、購入先が限定される物資については、別の購入方法による。

5 その他

登録期間途中での登録申請（随時申請）については、登録完了から、当該申請日を含む期の期間満了日までが登録有効期間となります。